

# 告 示

## 埼玉県大宮公園事務所長告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、 住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
吉川公園の野球場 及び運動場の使用 料の収納事務	吉川市 埼玉県吉川市きよみ野一丁 目一番地	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日 まで

### 二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年四月一日

### 三 委託をした日

令和六年四月一日